

第三者提供配偶子が生み出す新しい家族のかたち

埼玉医科大学産科婦人科学 石原 理

少子高齢化に対する対策の一つとして、不妊症に対する体外受精などの生殖補助医療（ART）の意義が注目されて久しい。わが国では「特定不妊治療支援事業」として、一定の所得制限や年齢と回数の制限はあるものの、ART に対する手厚い経済的支援が行われている。その結果、より厳しい年齢と回数制限を伴う公的保険制度により給付されるヨーロッパ諸国と並び、ART 施行周期数は伸び続け、2017 年には 40 数万回という世界で最大の ART 治療が施行される国となっている。そして、2017 年に出生した児のうち 18 人に 1 人以上が ART による妊娠であった。しかしながら、ART 出生児数の急増にもかかわらず、出生率の大きな回復はない。したがって、現在の出生率を維持するために ART は不可欠だが、わが国では、子育て支援や貧困対策など、それ以外の施策がまだ不十分であるといわざるを得ない。

近年、多くの国において第三者配偶子を用いる治療数が急増している。その背景には、必ずしも不妊症とはいえない、同性婚や Cohabitation を選択する同性カップルや、挙児を希望する独身女性の増加がある。これに対応するために、各国で 1980 から 1990 年台に制定導入された生殖医療に関連する法令の改正や廃止、新法の制定が相次ぎ、第三者配偶子による出生子が出自を知る枠組みなど、必要不可欠な整備が大きく進みつつある。すなわち、法制度を含む多面的な対応により、新しい家族のかたちを支援すべく、社会的整備を推進しているのである。

わが国における議論は、いまだ伝統的家族観にとらわれた不妊治療のための第三者配偶子提供の是非にとどまっており、そもそも基本的な民法改正や家族法の制定ができない状況にある。今後の長期的な対応を考慮すべき時がきていると思われる。